

C-4025 , 日本工作油株式会社  
登録日 : 2010年12月10日  
改定日 : 2010年12月10日

整理番号 : C4025-000211

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質及び会社情報

製品名(化学名、商品名等) C-4025 工作油  
一般用途: 不水溶性切削研削用潤滑剤  
製造者情報: 会社名 : 日本工作油株式会社  
住所 : 東京都港区芝5-29-14  
担当部門 : 技術部  
電話番号 : 03-3455-5511  
緊急電話番号: 03-3455-5513

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類(労働安全衛生法通知対象)

物理的・化学的危険性	引火性液体	区分外
健康に関する有害性	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分5
	急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
	急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
	急性毒性(吸入:粉じん)	区分4
	急性毒性(吸入:ミスト)	区分4
	皮膚腐食性・刺激性	区分3
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2B
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分1
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分1
	吸引性呼吸器有害性	区分外
環境に関する有害性	水生環境急性毒性	区分1
	水生環境慢性毒性	区分1
絵表示又はシンボル:	感嘆符 健康有害 環境	
注意喚起語:	危険	
危険有害性情報:	飲み込むと有害 皮膚に接触すると有害のおそれ 吸入すると有害 軽度の皮膚刺激 眼刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 遺伝性疾患のおそれの疑い 暴露した場合は、臓器の障害 長期にわたる、または、反復暴露により臓器の障害 水生生物に非常に強い毒性 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性	

#### 注意書き

##### 【安全対策】

飲まないで下さい(他の容器に移し替えると誤飲することがあります)。  
飲み込むと下痢・嘔吐します。  
目に入ると炎症を起こすことがあります。取り扱う際は保護眼鏡を使用する  
等目に入らないようにしてください。

【応急措置】

【廃油・廃容器処理】  
【保管】

皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。取り扱う際は保護手袋を使用する等皮膚に触れないようにしてください。  
ミストや蒸気を吸入すると気分が悪くなることがあります。取り扱う際は保護マスクを使用する等ミストや蒸気を吸入しないようにしてください。  
子供の手の届かない所に置いて下さい。  
不明な点がありましたら、製品安全 データシート(MSDS) を参照してください。  
目に入った場合には清浄な水で15分間洗浄し、医師の診断を受けてください。皮膚に触れた場合には水と石鹼で十分に洗ってください。  
ミストや蒸気を吸入した場合は、新鮮な空気の場所に移し、身体を毛布などで覆い、保温して安静を保ち、医師の診断を受けてください。  
飲み込んだ場合には直ちに医師の診断を受けてください。  
処理方法は法律で義務付けられていますのでそれに従い処理してください。  
ゴミ・水分などの混入防止のため使用後は必ずふたをしてください。直射日光を避け保管してください。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

表示成分(一般名)及び含有量:

石油系炭化水素(鉱物油)	50%以上
油性剤	10% ~ 50%
硫黄系極圧添加剤	1% ~ 10%
酸化防止剤	1%未満
防錆添加剤	1%未満
防蝕剤	1%未満

主成分の有害性情報:

鉱物油

毒性情報: 急性経口毒性 LD50 5,000MG/KG 以上(ラット推定)

許容濃度: 日本産業衛生学会: 3mg/m<sup>3</sup>(鉱油ミストとして)

危険有害性の有る化学物質: 15項参照。

官報公示整理番号(化審法、安衛法): 必要あるものは登録済

既存化学物質番号、CAS番号: 企業秘密なので記載できない。

4. 応急措置

吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、不快感のある場合はただちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合: 触れた部分を石鹼を使いよく洗い流す。

目に入った場合: 清浄な流水で15分以上洗眼した後、直ちに眼科医の手当を受ける。洗眼時には、こすらずにまぶたを指でよく開き、眼球、まぶたの隅々までよく洗浄する。

飲み込んだ場合: 無理に嘔吐させず、ただちに医療措置を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤: 炭酸ガス、粉末(ドライケミカル)、泡。

使ってはならない 棒状注水。

消火剤:

特有の危険有害性: 10項 危険有害な分解生成物参照

消火方法: 火元への燃焼源を断ち消火剤を使用して消火する。初期の火災には粉末、炭酸ガス乾燥砂等により消火する。消火のための注水は燃焼を拡大する可能性があるため、おこなってはならない。水は、人間を保護するための噴霧、延焼防止の冷却を目的とした散布に使用する。

消火を行う者の保護: 消火作業には防護服、防災面等の保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項: 風下の人を避難させる。漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち

- 入りを禁止する。
- 保護具及び緊急措置 : 作業者は適切な保護具(セクション8参照)を着用し、接触や吸入を避ける。
- 環境に対する注意事項 : 側溝、下水、河川に流出しないように注意する。
- 中和・回収/封じ込め : 少量の場合、着火源を排除し、ウエス、おがくず、吸着マット等に吸収させ回収及び浄化の方法・機材 : する。
- 大量の場合、引火や爆発を誘発しないよう、着火源、加熱源を排除し、ただちに換気、回収処置をする。土砂などで流出を防ぎ、適当な方法で回収し、法規に従い処理する。
- 二次被害の防止策 : 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。付近の着火源になるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : 技術的対策 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。  
熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。  
皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。  
口で油を吸い上げるようなこと(サイホン)はしない。  
静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性のものを用いる。  
容器を転倒や落下させたり、衝撃を加えたり、引きずる等の粗暴な取扱いはしない。
- 局所排気・全体換気 室内で取り扱いを行う場合には、十分な換気を行う。  
換気装置をつける場合は防爆タイプを用いる。
- 安全取扱い注意事項 ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触をしないように注意する。
- 保管 : 技術的対策 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 接触危険物質 ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触ならびに同一場所での保管は避ける。
- 保管条件 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。  
容器を密閉し、保管場所に施錠すること。  
危険物の表示をして保管する。  
熱、スパーク、火災ならびに静電気蓄積を避ける。
- 容器包装材料 空容器には圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。  
容器は、溶接、過熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

## 8. 暴露防止措置及び保護措置

- 設備対策 : 屋内作業場は、防爆タイプの廃棄装置を設置する。  
取扱い場所の周辺に、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。
- 管理濃度 : 規定なし。
- 許容濃度 : 設定されていない。主成分の許容濃度は2項参照
- 設備対策 : タンク等の内部または通風が不十分な屋内作業場等においては、発散源の密閉化、全体換気装置又は局所排気装置の設置。
- 保護具 : 呼吸器の保護具 : 必要な場合は使用する。  
手の保護具 : 耐油性のものを使用する。  
目の保護具 : 必要に応じて保護眼鏡を使用する。  
皮膚及び身体の保護具 : むれる場合は耐油性のものを使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

- 外観・臭い : 黄褐色透明液体、石油臭
- pH : 適用外
- 融点/流動点 : データなし

沸点 (初留点及 260 °C 以上  
び沸騰範囲) :  
引火点 : 186 °C (代表値)  
燃焼範囲 : 現在のところ有用なデータなし  
蒸気密度 : データなし  
密度 : 0.8891 g/cm<sup>3</sup> (15 °C )  
溶解性 : 不水溶性  
n-オクタノール/水分配係数 データなし  
自然発火温度 データなし  
分解温度 データなし  
臭いのしきい (閾) 値 データなし  
蒸発速度 (酢酸ブチル=1) データなし  
燃焼性 (固体・ガス) データなし  
揮発性 : 揮発性なし。  
動粘度 : 23.69 mm<sup>2</sup> / s (40.0 °C )

## 10. 安定性及び反応性

可燃性 : あり  
安定性 : 通常の状態では極めて安定。  
危険有害反応可能性 : 強酸化剤と反応する。  
避けるべき条件 : 強酸化剤との接触は避ける。  
混触危険物質 : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。  
危険有害な分解生成物 : 燃焼により下記の有害分解物が生成する可能性がある。  
一酸化炭素、硫化水素、硫黄酸化物

## 11. 有害性情報

急性経口毒性 : 当製品は混合物であり製品としての有害性は調査されていない。2項参照。  
皮膚侵食性・刺激性 : 当製品は混合物であり製品としての有害性は調査されていない。  
目に対する重篤な損傷・刺激性 : 目の接触により刺激の恐れあり。  
呼吸感作性 : 当製品は混合物であり製品としての有害性は調査されていない。  
皮膚感作性 : 長期または繰返し皮膚に接触する場合は、刺激の恐れあり。  
生殖細胞変異原性 : 現在のところ、有用なデータなし。2項参照。  
発がん性 : 現在のところ、有用なデータなし。2項参照。  
生殖毒性 : 現在のところ、有用なデータなし。2項参照。  
特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露) : 現在のところ、有用なデータなし。2項参照。  
特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露) : 現在のところ、有用なデータなし。2項参照。  
吸引性呼吸器有害性 : 現在のところ、有用なデータなし。2項参照。

## 12. 環境影響情報

生態毒性 : 現在のところ、有用なデータなし。  
残留性/分解性 : 現在のところ、有用なデータなし。  
生体蓄積性 : 現在のところ、有用なデータなし。  
移動性 : 液体で流動性がある。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 自ら処理するか、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

焼却処理する場合、危険性情報の項参照。  
汚染容器及び包装：廃容器は溶接、加工、穴あけ又は切断等を行うと爆発を伴い内容物が飛散する恐れがある。

14. 輸送上の注意

一般事項	容器から漏洩がないこと、その恐れがないことを確認する。 可燃性なので火気厳禁。
陸上輸送	第四類第三石油類 非水溶性液体 混載禁止： 第1類, 6類危険物, 高压ガス 容器表示： 第3石油類 , 危険等級 , 火気厳禁
航空輸送	航空法： 非危険物
海上輸送	船舶安全法： 非危険物 国連分類： 該当せず 国連番号： 該当せず 注意事項： ・火気厳禁
輸出情報	貿易管理令： 該当せず。

15. 適用法令

化審法、安衛法の既存化学物質：必要あるものはすべて登録済み。

消防法： 第四類第三石油類 非水溶性液体

通知対象物質のGHS分類（特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）、労働安全衛生法（労安法））：

鉱油	80 - 90 % 含有	PRTR 法	非該当	労安法	168
健康に関する有害性	急性毒性（経口）		区分外		
	急性毒性（経皮）		区分外		
	急性毒性（吸入：ガス）		分類対象外		
	急性毒性（吸入：蒸気）		分類できない		
	急性毒性（吸入：粉じん）		区分4		
	急性毒性（吸入：ミスト）		区分4		
	皮膚腐食性・刺激性		区分3		
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性		区分2 B		
	呼吸器感受性		分類できない		
	皮膚感受性		区分外		
	生殖細胞変異原性		区分2		
	発がん性		区分外		
	生殖毒性		分類できない		
	特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）		区分2		
	特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）		区分1		
	吸引性呼吸器有害性		分類できない		
環境に関する有害性	水生環境急性毒性		分類できない		
	水生環境慢性毒性		分類できない		
ジーターシャリーブチルクレゾール	1 以下 % 含有	PRTR 法	非該当	労安法	262
健康に関する有害性	急性毒性（経口）		区分4		
	急性毒性（経皮）		区分5		
	急性毒性（吸入：ガス）		分類対象外		
	急性毒性（吸入：蒸気）		分類できない		
	急性毒性（吸入：粉じん）		分類できない		
	急性毒性（吸入：ミスト）		分類できない		
	皮膚腐食性・刺激性		区分3		
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性		区分2 B		
	呼吸器感受性		区分外		
	皮膚感受性		区分1		
	生殖細胞変異原性		区分外		
	発がん性		区分外		

C-4025 , 日本工作油株式会社  
整理番号 : C4025-000211

	生殖毒性	区分外
	特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	区分1
	特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	区分2
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に関する有害性	水生環境急性毒性	区分1
	水生環境慢性毒性	区分1
労働安全衛生法 :		
	危険物 : 該当しない。	
	特化則 : 該当しない。	
	有規則 : 該当しない。	
毒物劇物取締法 :	該当しない。	
水質汚濁防止法 :	油分排出規制	
海洋汚染防止法 :	油分排出規制	
下水道法 :	鉱油類排出規制	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 :	産業廃棄物規則	

---

## 16. その他の情報 引用文献等

1. 許容濃度の勧告 日本産業衛生学会
2. THRESHOLDS LIMIT VALUES FOR CHEMICAL SUBSTANCES AND PHYSICAL AGENTS AND BIOLOGICAL EXPOSURE INDECES ACGIH
3. 製品安全データシートの作成指針 (社) 日本化学工業協会
4. JIS Z 7250:2005 (財) 日本規格協会
5. ISO 11014-1:2009 THE INTERNATIONAL ORGANIZATION FOR STANDARDIZATION
6. (独) 製品評価技術基盤機構 (N I T E)

---

製品安全データシートは化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者  
に提供されるものです。ここに記載された情報は現時点で正確なものと考えられますが、危険・有害性の評価は必  
ずしも完全なものではなく、新知見によって変わることがあります。取扱う事業者は、これらを参考として、自  
らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で活  
用されるようお願いします。また、以上は情報提供であって保障するものではありません。

---